

指導者カードのお知らせ

題記、準指導員の資格を保有し、指導者カードの有効期限が近づいている方にお知らせします。

1. 準指導員の指導者カードの有効期間は準指導員の有効期間と同じ4年間です。
登録番号 3823・・・の方は26年度末で有効期間が終了します。指導員に移らなければ失効します。準指導員の有効期間が終了するということは11・⑤・・・の指導者カードも有効期間が終了となります。

① 今から指導員になる方法としては、スポーツリーダー資格を保有の方のみ可能です。
2015年の1月～2月の間に、日本体育協会に準指導員の認定書のコピーとスポーツリーダーの認定書のコピーを日本体育協会への申請書（張会長あて）に添付下さい。
申請に経費は不要、認定されると初めの4年分として23000円必要です。
(申請される方も申請書が必要な方も松山支部末光連絡下さい。県協会に連絡する都合有)

2. スポーツリーダーの資格を持つていない方は有効期間終了で準指導員の資格は失効し、
指導者カードも使用できません。

③ 登録番号 3824・・・の方は2015年内にスポーツリーダーの資格を取るか、NHKの通信講座を受けるかしないと準指導員の資格は失効します。既にスポーツリーダー資格を取得されている方は、上記①の手続きを行って下さい。
・NHKの通信講座の受付は6月末です。自宅学習でレポートのみ。経費は当初受講料・テキスト代等で約2万円。登録料に約2万円。希望する方は指導者委員長（樋岡）まで連絡下さい、関係資料送付してくれます。
・スポーツリーダーの資格を取る講習会は5～6月に東・南予、秋に中予で県体育協会が開催します。（開催時期は4月以降公表）申込み方法は県体育協会ホームページで確認下さい。
この講習会は他のスポーツ競技者も申込みされ、定員も限られているので早目に申込ないと受講できなことがあります。

2. 聞い合わせ先

愛媛県ソフトボール協会指導者委員会 委員長	樋岡謙治	791-1116	松山市南土居町	498・2
		携帯番号	090-6882-5668	FAX 089-976-0168
松山市ソフトボール協会 松山支部担当	末光 宏	791-8044	松山市西垣生町	374-18
		携帯番号	090-7146-7613	